

平成 24 年度補正予算の概要 (雇用均等・児童家庭局)

1. 安心こども基金の積み増し・延長 5 5 7 億円

(1) 待機児童解消のための保育士の確保 4 3 8 億円

保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業継続を支援する各種研修等への助成、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を実施する。

①保育士確保施策の拡充 1 4 億円

(i) 保育士養成施設新規卒業者の確保

- ・ 保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取組への助成
(保育所保育士と保育士養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職説明会の実施 等)
- ・ 保育士養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
(求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修 等)

(ii) 保育士の就業継続支援

- ・ 新人保育士を対象とした研修費用の助成
- ・ 保育所の管理者(所長等)を対象とした人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成
(保育所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修 等)

(iii) 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

- ・ 潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成
〔保育士・保育所支援センターの業務〕
 - ・ 潜在保育士の相談・就職あっせん
 - ・ 潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言
 - ・ 保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談対応 等
- ・ 保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

②保育士の資格取得と継続雇用の強化

84億円

(i) 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

- ・認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用や受講に伴う代替要員費の助成

(ii) 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

- ・保育士養成施設の入学者を対象に保育士資格取得に必要な修学資金を貸付
※貸付を受けた者が保育所等へ就職して5年間勤務した場合には返済を免除

③保育士の処遇改善

340億円

保育士の処遇改善を図るため、保育所運営費の民間施設給与等改善費（民改費）の仕組みを基礎に、処遇改善のための上乗せ分を保育所運営費とは別に交付する。各保育所の平均勤続年数が長いほど上乗せ額が多くなる仕組みとすることで、保育士の処遇改善と離職防止に結びつける。

※交付対象：私立保育所（私立認定こども園の保育所部分を含む）

(2) 保育や地域の子育て支援の充実等

118億円

認定こども園等における保育の充実や地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の機能強化等により、地域の子育て支援の充実を図るため、安心こども基金を積み増し、実施期限を一年延長する。

- ※従来子育て支援交付金において行ってきた地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等について、子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充する。

①認定こども園事業費等の改善

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について、幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善する。

※認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善。

②地域子育て支援拠点事業の機能強化

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設する。

③一時預かり事業の機能強化

子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設する。

④へき地保育事業の実施要件の緩和

実施要件としている1日当たり平均入所児童数10人以上を6人以上に緩和する。

2. 児童養護施設等の家庭的養護への転換

4億円

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、入所児童を地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、交付基礎点数を嵩上げし、小規模グループケア化のための改築やグループホームの創設等の施設整備を促進する。

※対象施設等：児童養護施設、乳児院における施設の小規模化・地域分散化のための施設整備

- ①施設本園の小規模グループ化のための改築
- ②グループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）の創設
- ③ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の創設

※ 妊婦健康診査支援基金については、平成24年度末で終了するものの、恒常的な仕組みへの移行を検討。

(参考資料1) 安心こども基金の積み増し・延長について

24年度補正予算 557億円

各都道府県に設置されている「安心こども基金」について、所要額を積み増し、実施期限の延長(25年度末まで)を行う。

待機児童解消のための保育士の確保 438億円

保育士の人材確保に向けて、

- ・保育士の就業継続を支援する研修、
- ・潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、
- ・認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、
- ・保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、
- ・保育士の処遇改善 等を実施

保育や地域の子育て支援の充実等 118億円

保育サービス等の充実

- ・認定こども園事業費等の充実(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善)
※認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善
- ・子育て支援交付金事業の組み替え・拡充
 - ①地域子育て支援拠点事業の機能強化
子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設
 - ②一時預かり事業の機能強化
休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設
 - ③へき地保育事業の実施要件の緩和(1日当たり平均入所児童数10人以上→6人以上)など

ひとり親家庭等の支援

- ・在宅就業支援などの母子家庭等に対する就業支援や生活支援の実施

社会的養護の推進等

- ・児童養護施設等の生活環境の改善
- ・児童相談所の改修や備品整備等の環境改善、地域の創意工夫による児童虐待防止の取組
- ・東日本大震災により被災した子どもへの支援

(参考) 予備費 1,118億円

待機児童解消のための集中的な保育所等整備や子ども・子育て支援新制度の施行準備を推進するため基金を積み増し・延長

- ・待機児童解消を目指す保育所等の整備(年間約7万人の受入れ定員増)
- ・認定こども園の整備
- ・子育て支援のための拠点施設の整備
- ・放課後児童クラブの設置促進のための整備
- ・子ども・子育て支援新制度施行に向けた電子システムの整備



(参考資料2)

待機児童解消のための保育士の確保策 (安心こども基金：438億円)

① 保育士確保施策の拡充 (補助率1/2) 【14億円】

1. 保育士養成施設新規卒業者の確保

- 〔目的〕・保育士養成施設卒業者の保育所への就職率を増加させる。
- 〔事業内容〕・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みへの助成
(保育所保育士と養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職フェアの実施 等)
- ・養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
(求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修 等)

2. 保育士の就業継続支援

- 〔目的〕・保育士の平均勤続年数を増加させる。
- 〔事業内容〕・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ(リアリティショック)への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成
- ・保育所の管理者(所長等)に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成(所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修 等)

3. 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

- 〔目的〕・保育所に勤務していない保育士(=潜在保育士)の採用を増加させる。
- 〔事業内容〕・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成
- 〔保育士・保育所支援センターの業務〕
潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、
保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職業体験など) 等
- ・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

②保育士の資格取得と継続雇用の強化（補助率3/4）【84億円】

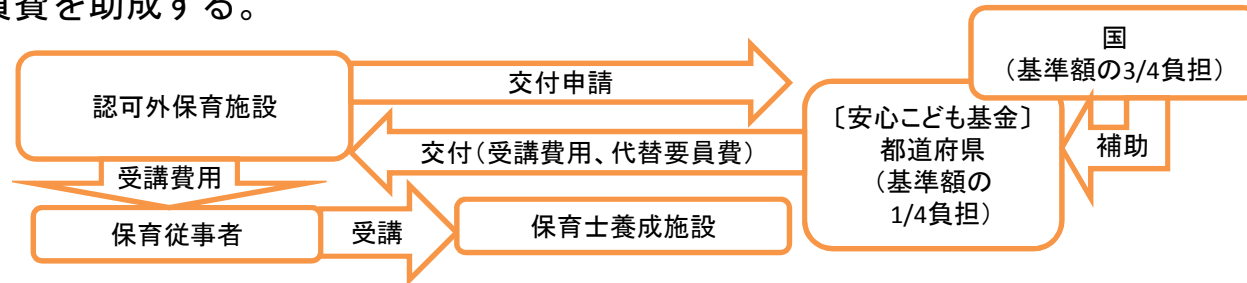
4. 認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援

〔目的〕

○認可外保育施設に勤務している保育従事者（保育士資格なし）の、保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所へ移行することによる「認可保育所に勤務する保育士の増加」を図る。

〔事業内容〕

○認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用（通信制保育士養成施設の受講料の1/2）、受講に伴う代替要員費を助成する。



5. 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

〔目的〕

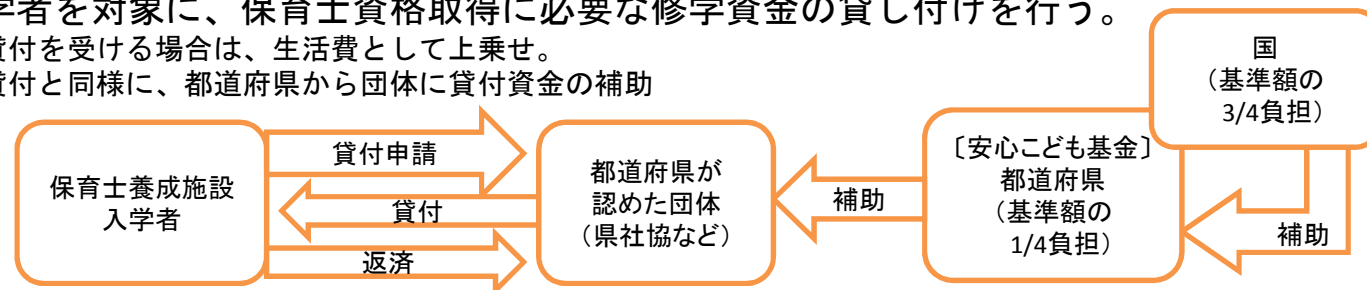
○保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行うことで、保育士養成施設の入学者の増加を図り、養成施設卒業による資格取得者の減少に歯止めをかける。また、卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除することで、保育所等に勤務する保育士の増加を図る。

〔事業内容〕

○保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。

※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乗せ。

※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助



③ 保育士の処遇改善（補助率10/10）【340億円】

(1) 目的

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士等の確保が課題となっている。保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

(2) 補助の概要

保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」(仮称)として都道府県の安心こども基金に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。

※1 民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。

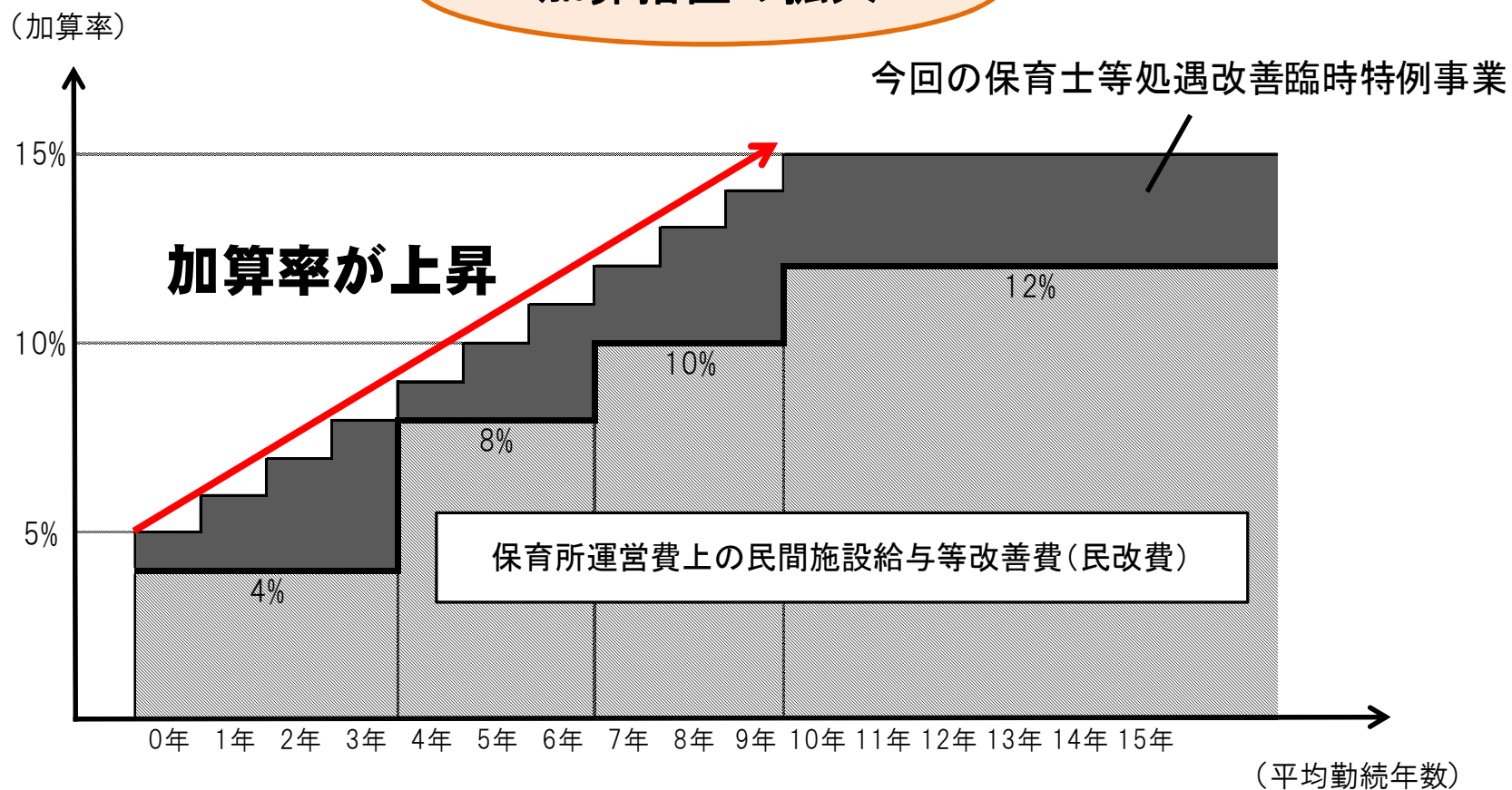
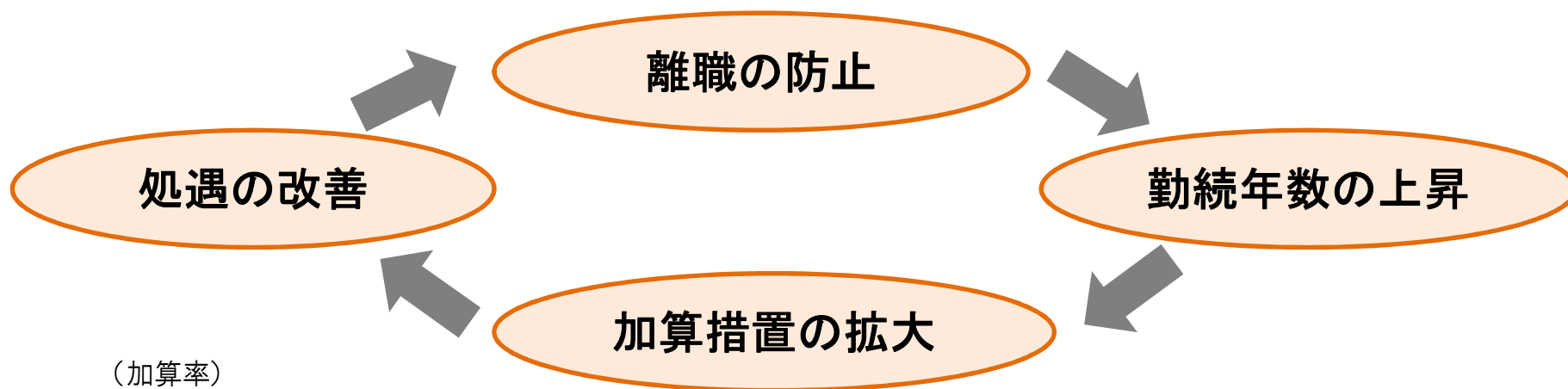
※2 保育所運営費の予算積算上の一人当たり単価に当てはめて機械的にモデル計算した場合の改善月額

保育士(福祉職1級29号俸:月額約30万円(賞与等含む))	約8,000円
主任保育士(福祉職2級17号俸:月額約35万円(賞与等含む))	約10,000円

(3) 交付方法

○ 都道府県の安心こども基金に国から交付。都道府県から各市町村へ交付した上で、市町村において各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

民改費の仕組みを基礎とした保育士確保策



(参考資料3)

認定こども園事業費等の改善

[目的]

幼稚園型認定こども園の質の向上や幼保連携型認定こども園への移行を促進するとともに、一定の基準を満たす認可外保育施設の認可保育所への移行を促進する。併せて、これらの施設の保育士等の処遇の改善を図る。

[内容]

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、認可外保育施設運営支援事業について以下の改善を図る。

(認定こども園事業費(幼稚園型の保育所機能部分)、認可外保育施設運営支援事業の単価)

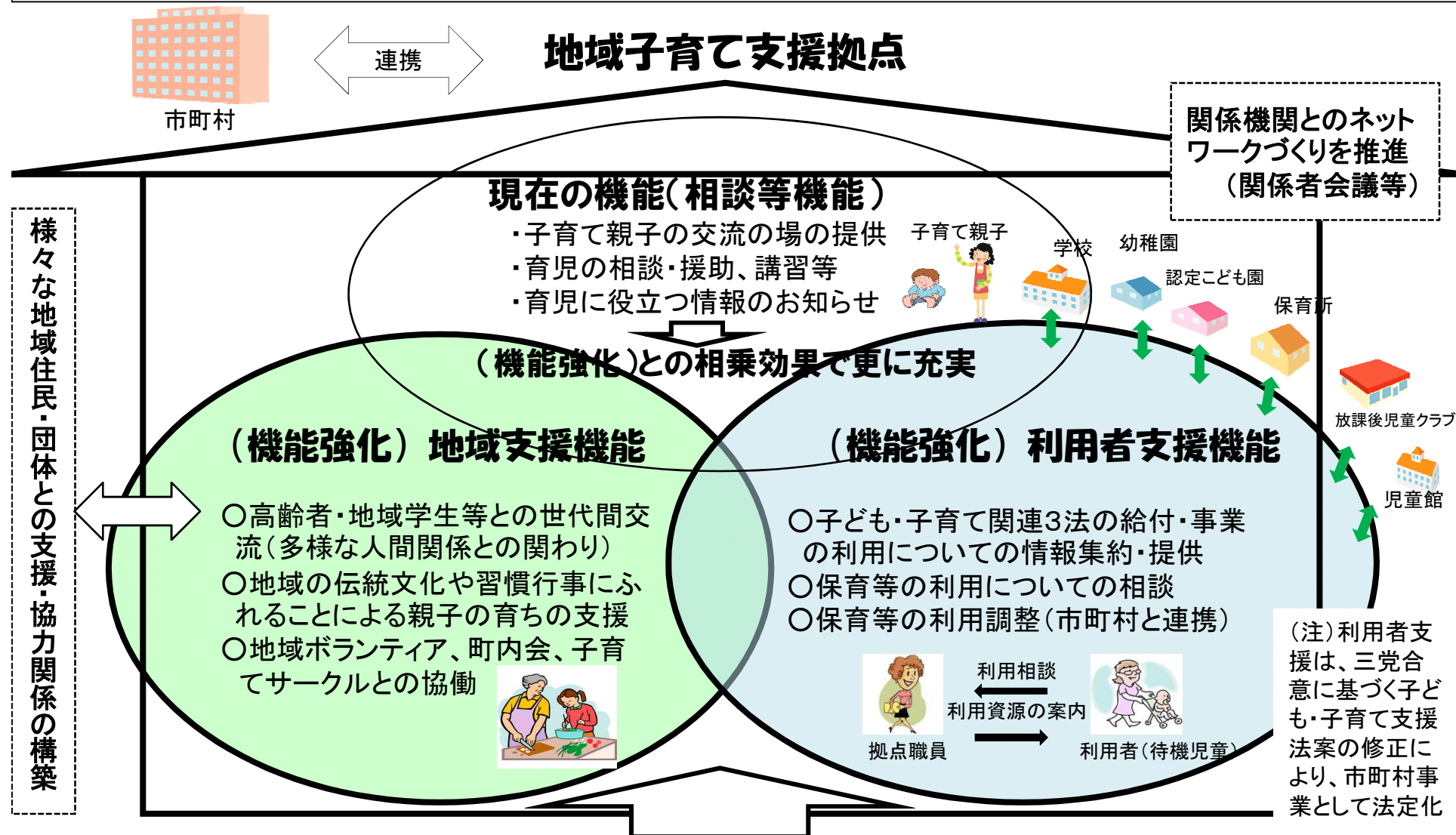
年齢区分	現行単価	改善後単価
4歳以上児	12,000円	18,000円(+ 6,000円)
3 歳 児	15,000円	22,000円(+ 7,000円)
1、2 歳 児	39,000円	57,000円(+18,000円)
乳 児	72,000円	107,000円(+35,000円)

(参考資料4)

地域子育て支援拠点事業の機能強化

地域子育て支援拠点に、以下の機能を持つ「地域機能強化型」を創設(都市部中心に約1,100か所)

- ①「利用者支援機能」＝地域の子育て家庭に対して、子育て支援の情報の集約・提供等
- ②「地域支援機能」＝親子の育ちを支援する世代間交流やボランティア等との支援・協力等



※ 地域機能強化型の施設に従事する職員の資質(地域子育て支援の内容や手法等)の底上げ ⇒ 専門性強化対策費を支援

一時預かり事業の機能強化

核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭や地域の子育て環境が大きく変化している中で、一時的に家庭において児童を保育できなくなるような事態に対応し、すべての子育て家庭の切実なニーズに応えることが必要。

このため、休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設し、児童の受入れができる体制を充実（約700施設）。

- (対応例)
- ・ 日常生活上の突発的な事情（保護者の病気・けが、冠婚葬祭等）
 - ・ 児童虐待の予防（育児疲れや育児ノイローゼ等）
 - ・ 社会参加の必要（自治会・PTA活動、防災訓練等）等

一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

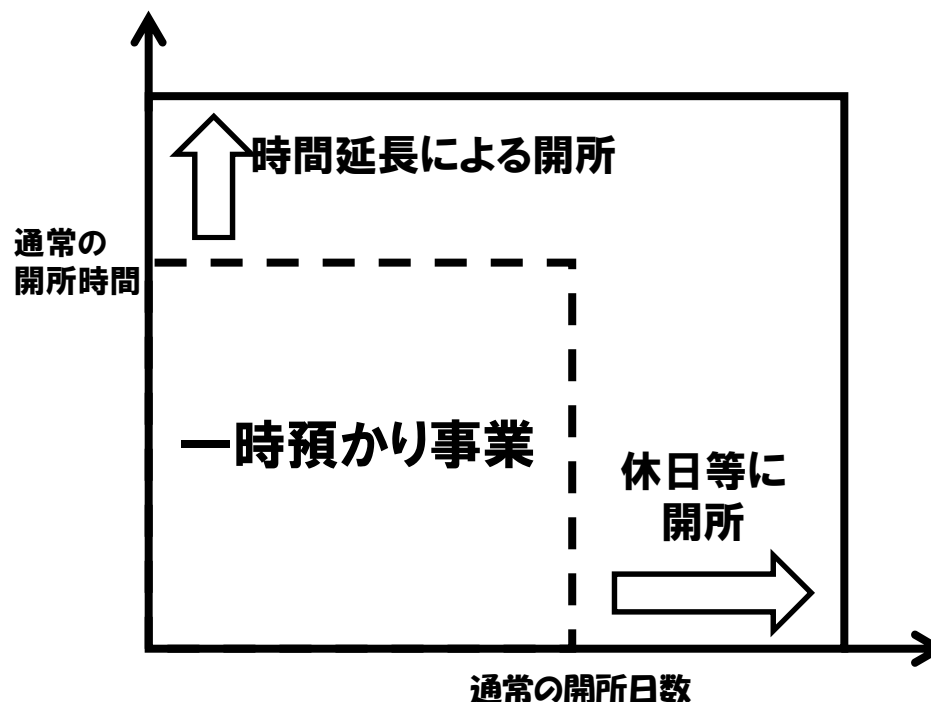
機能強化

基幹型施設の創設

休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う基幹型施設を創設し、児童の受入れができる体制を充実。

(※) 現在の補助制度では、1日8時間、週5日分の経費を補助している。

【機能強化のイメージ】



(参考資料6) 児童養護施設等の家庭的養護への転換

24年度補正予算 4億円

＜次世代育成支援対策施設整備交付金＞

1. 概要

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を推進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ(1.35倍)を可能として、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の整備を促進。

※ 1.35倍＝社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金並み

2. 事業概要

○対象施設等： 児童養護施設、乳児院における施設の小規模化・地域分散化のための施設整備

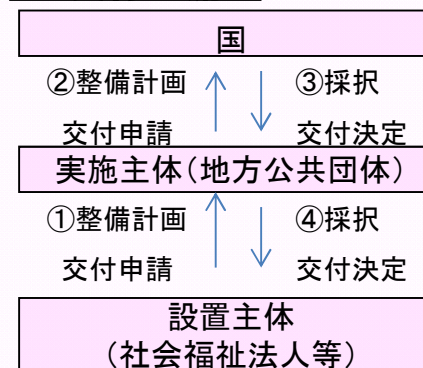
①施設本園の小規模グループ化のための改築

②グループホーム(地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア)、ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の創設

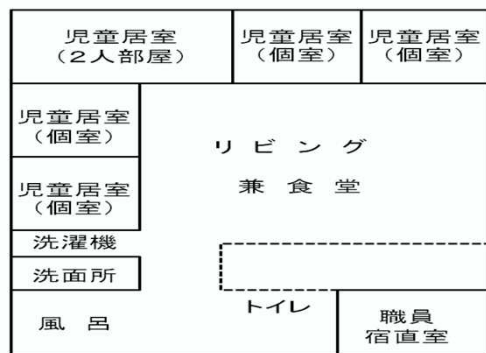
○実施主体： 都道府県、指定都市、中核市、市町村

○補助率： 定額(国1/2相当) ※実施主体1/4、設置主体1/4

3. 交付の流れ

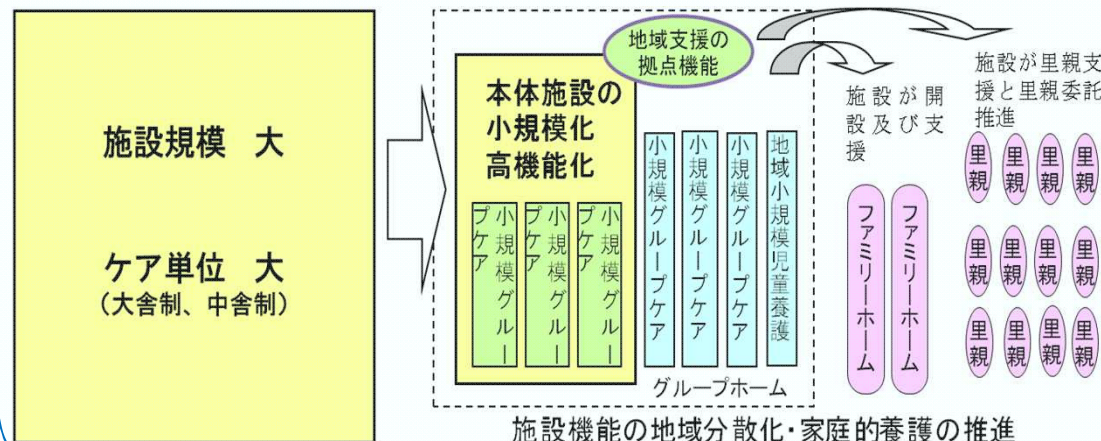


小規模グループケアのイメージ



- ・児童数6～8名
- ・原則個室、低年齢児は2人部屋など
- ・炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

施設の小規模化・地域分散化のイメージ



施設機能の地域分散化・家庭的養護の推進